

**第 5 回 庄内南部地区合併協議会
専門小委員会第三小委員会
会 議 録**

期 日：平成 1 5 年 1 1 月 1 7 日（月）

場 所：藤 島 町 役 場

第5回庄内南部地区合併協議会専門小委員会第三小委員会 会議録

○日 時 平成15年11月17日(月)午前9時30分～

○場 所 藤島町役場 202・203・204会議室

○次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 分野ごとの課題及び施策の方向について

(2) その他

4 閉 会

○出席委員

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名
委員長	櫛引町議会議長	菅原 元	委 員	鶴岡市・識見を有する者	大瀧 常雄
副委員長	羽黒町議会議長	山口 猛	委 員	藤島町・識見を有する者	富樫 達喜
委 員	鶴岡市議会議長	榎本 政規	委 員	羽黒町・識見を有する者	呼野 祝二
委 員	朝日村議会議員	井上 時夫	委 員	三川町・識見を有する者	鈴木 正士
委 員	温海町議会議員	富樫 栄一	委 員	朝日村・識見を有する者	渡部 長和

○欠席委員 なし

○出席専門部会員

役 職 名		氏 名	役 職 名		氏 名
農林水産部	副部会長	鈴木喜一郎	建設部会	都市計画・都市整備・建築分科会長	長谷川政敏
	副部会長	佐藤 武		都市計画・都市整備・建築副分科会長	安在 順
	林業分科会長	安達 文一		上下水道分科会長	後藤 光博
	水産分科会長	五十嵐正治		上下水道副分科会長	佐藤 八男
	農業委員会分科会長	小林 順五		部会員	志田 忠
建設部会	部会長	鈴木 勉			
	副部会長	鈴木 文雄			

○出席事務局職員

役 職 名	氏 名
調査計画主査	土田 宏一
調査計画主査	本間 光夫
調査計画係長	柳生 晃

1 開 会（午前9時30分）

○土田宏一事務局調査計画主査 それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただ今から第5回第三小委員会を開会いたします。

合併協議会事務局の土田でございます。よろしくお願いいたします。

会議次第により進めさせていただきます。

2 あいさつ

○土田宏一事務局調査計画主査 次第の2、あいさつでございます。菅原委員長にごあいさつをお願いします。

○菅原 元委員長 おはようございます。朝夕めっきり寒くなってまいりましたけれども、きょうは早朝からご参集誠にご苦労様でした。

今年は庄内の基幹産業であります農業のほうも米を初めあらゆる農産物のご多分に漏れず冷夏に見舞われ、大幅な減収を余儀なくされました。年末を控えまして、この庄内全体の経済がどうなるか大変危惧をしているところであろうと思いますけれども、それぞれ皆さんも様々な立場で大変なことだろうと思います。

きょうは、第5回の第三小委員会でございますけれども、おおよそ午前中の部分で終えたいと思いますので、皆さんからご協力のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。一言ごあいさつに代えたいと思います。大変ご苦労様でした。

○土田宏一事務局調査計画主査 ありがとうございます。引き続き菅原委員長から会議を進めていただきます。

なお、本日の小委員会は12時から議会委員定数等検討小委員会を予定いたしておりますので、おおむね11時半ごろまでと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、菅原委員長、よろしくお願いいたします。

3 協 議

（1）分野ごとの課題及び施策の方向について

○菅原 元委員長 それでは第三小委員会といたしましては、これまで2回ほどそれぞれ分野ごとの課題及び施策の方向性についてご意見、ご提言をいただきましたけれども、きょうもこれらについて協議をしていきたいと思います。それでは、次第の3の協議に入りまして、分野ごとの課題及び施策の方向についてを議題といたします。

本日の会議の進め方につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○土田宏一事務局調査計画主査 この第三小委員会におきましては、農林水産部門と建設部門の分野ごとの課題及び施策の方向について、これまで4回の会議で委員の皆様からご協議していただきました。各専門部会では、委員の皆様からの貴重なご意見や提案を考慮し、総合的に分野ごとの課題及び施策の方向をまとめたところであります。今回は、前回までに提出した資料に書き加えた部分、修正した部分を主といたしまして、各専門部会から課題と施策の方向を説明させていただくことといたしました。この第三小委員会の状況におきましては、繰り返しの協議をお願いすることとなり大

変恐縮ですが、委員の皆様から総括的にご議論いただき、最終的にこの第三小委員会として分野ごとの課題及び施策の方向を確認し、今後の新市建設計画の農林水産部門と建設部門の課題と施策の骨格に掲載したいと考えています。

なお、今回の会議も含め、これまでの5回の専門小委員会で出された委員の皆様からのご意見などをまとめた会議の概要を12月1日の法定協議会で報告する予定といたしております。

それでは、菅原委員長よりお願いいたします。

○菅原 元委員長 それでは、ただ今事務局からご説明ありましたけども、初めに建設部会のほうから説明をお願いしたいと思います。

○鈴木 勉建設部会長 どうもおはようございます。建設部会長の鶴岡市建設部長の鈴木です。よろしくお願いいたします。

建設部会で取りまとめました分野ごとの課題と施策の方向についてご説明申し上げたいと思います。課題につきましては、前回の専門小委員会で説明いたしましたので、要点のみの説明とさせていただきますと思います。それから、今回まとめました課題、施策の方向については大きな変更がないということで、前回と同じということでございますので、ご了承をお願いしたいと思います。

まず最初に、都市計画・都市整備・建築分科会でありますけれども、一番最初に都市計画での土地利用の計画でございます。皆さんご存じのとおり、都市計画区域内での土地利用については、都市計画の一番大きな柱ということで、基本の一つと言えるかと思います。土地の合理的な利用ということが基本理念とされているわけございまして、都市計画区域の指定は、現在区域要件を満たさない羽黒、朝日を除く、鶴岡、藤島、三川、櫛引、温海の1市4町で指定されているわけでありまして、将来人口の大きな増加が望めないという中で、今ある社会基盤を有効に活用するためということが当然必要になってくるかと思っております。農業等の生産環境並びに保全すべき自然環境を守るということで、これは農林漁業との調和の取れた土地利用を計画しなければならないという考え方を持っております。現在、車社会の発展ということで、新市域の広域土地利用計画の策定が必要ということで、前回の課題と同じでございますけれども、施策の方向といたしましては鶴岡市が定めた都市計画マスタープランにおける土地別利用というようなことで、人口規模に合ったコンパクトな市街地を形成することが必要ではないかと考えておりますし、都市計画区域を大きく分けると、市街化区域と市街化調整区域に分ける線引き導入ということを考えております。また、土地利用のコントロールということが当然必要になってくるかと思っておりますし、新市における都市計画は、一体の都市ということで新都市の将来像を明確にしなければならない事項かと考えております。基本的には一つの都市計画区域という考え方を持っておりますし、それはなぜかということでございますけれども、効率的な公共投資を図り、健全な合理的な土地利用を図るという必要があるためでございます。構成する町村におきまして、それぞれ市街化区域の指定要件に照らし合わせまして、用途地域の色づけをしたいという考え方を持っております。また一方、市街化調整区域は基本的には市街化を抑制するという大きな役割を持っておりますけれども、農業等生産環境それから自然環境等と調和した土地利用を図る必要があるのではないかと考えており

ますし、農林漁業サイドの土地利用計画や事業制度の活用、それから都市計画法により様々な法の制約も受けますけども、総合的な土地利用のあり方を検討する必要があるかと考えております。

それから、2点目の広域的視点の道路というようなことでございますけれども、これは説明するまでもなく道路網は全国ネットというような高速交通網から都市全体レベル、それから地区レベルの道路ということで、この三つのものが合わさりまして道路それぞれの融合一体という交通システムが形成されるというものでありまして、現在高速道路網、それから広域幹線道路というようなことで記入されておりますけれども、日沿道においてはおかげさまで着工されておりますが、現地の話を聞きますと日本道路公団の民営化が17年度に予定されており、今後大きな動きがあるということで注目しなければならないかと考えております。

それから都市間を結ぶ広域幹線道路というようなことで、これは国道7号関係でございますけども、三川バイパスにつきましては今年9月の28日に開通ということで大きく車の流れが変わっております。それから国道112号鶴岡警察署までの連結というようなことで、これは三川バイパスとの接続でございます。それから鶴岡バイパス、鶴岡温海間など大変課題が多いというようなことで、国道112号についても国管理、県管理のものがあるということで現在進められているところでございます。それから国道345号線においても現在鶴岡地区におきましては鶴岡南回りバイパス等の整備がされているということで平成15年度完成というようなめども立っておるわけでございます。

その施策の方向といたしましては、先ほども言いましたとおり新市は庄内地方の拠点といたしまして、広域ネットワークに直結する道路というようなことで、高速道路の整備、それから高速交通網へのアクセス道路の整備や他地域を結ぶ幹線道路の整備ということで、広域的連携の強化を図りたいという考え方を持っております。また、幹線道路となるべきものは国道、県道が主ということでございますので、国、県との調整を行うことによりまして幹線道路の整備を図りたいという考え方であります。

それから、都市全体レベルの道路網ということで、整備が課題となっているのは各町村におきまして都市計画道路がその幹線道路となるわけでございますが、合併後におきましては新市全体の連携の強化が必要ではないかということで、都市計画道路以外の国県道、さらに農免農道等の交通システムを加味いたしまして、国県道だけでなく農林サイドの道路網の整備も一緒に考える必要があるのではないかと考えております。都市全体レベルの道路網というような考え方で、新市全体レベルの道路整備を図りたいということで、中心部と周辺部を連結する道路や公共施設などの拠点を連絡する道路の整備、さらに庄内南部地区におきましては観光施設が多くあるということで、観光施設を連結する道路の整備も急務と考えております。市街地における道路網においては、都市内自動車交通の円滑化を図るということが必要になってくるかと思えますし、まちづくりと一体となった道路の整備促進という考え方を持っております。それから、合併支援道路の打合せということで、きょう午後からでございますけども、各町村と庄内南部地区の道路網をいかにすべきか、どうやるべきかという協議をいたしたいと考えております。

それから、公園関係でございますけども、公園、緑地の整備ということで、今までの公園というのはただ遊ぶだけという考え方でございましたけれども、これはレクリ

エーション、それから防災施設、生活の場の快適性ということで、多目的な機能を持つような時代になっておりまして、都市を越えた住民の行動範囲ということで、かなり広範囲な考え方をしなければならぬかと考えております。鶴岡市におきましては、平成11年度に策定した緑の基本計画に基づきまして整備を考えておりますけれども、町村におきましての公園、緑地の設置は自然条件、社会条件の違いがあることから、設置状況に大きな開きがあるということで調整を図りたいと考えております。

施策の方向といたしましては、都市環境や自然環境、また土地利用の動向などを踏まえまして公園、緑地などの整備、それから自然系緑地の指定など総合的な公園緑地計画を策定したいと考えており、既存の公園、緑地についてはかなり老朽化をいたしているということでございますので、更新や再整備についても取り組む必要が出てきているというのは事実でございます。

それから、都市整備でございますけれども、課題ということで鶴岡駅前の都市機能の見直し、それから中心市街地の求心力の再生、それから環境の整った良好な住宅地の供給というようなことで三つ挙げております。

施策の方向といたしましては、鶴岡駅前の関係でございますけれども、これは交通ターミナルとしての立地特性を踏まえているということで、高度に活用できる都市機能の見直しが必要ではないかと考えておりますし、現在800台ほどの駐車機能があるということで、それに併せまして現在のネットワークコミセン、起業家育成施設など新たな公共施設があるということで、15万市民のサービス拠点等としての整備を図りたいと考えております。

それから、中心市街地の求心力の再生でございますけれども、これは分散した都市機能を15万都心としての求心力の再生を図る必要があるという考え方を持っております。鶴岡市におきましては、拠点都市地域重点地区の指定を受けております中心市街地区ということで新荘内病院の位置づけ、それから増え続ける遊休土地の有効利用というようなことで元気居住都心プロジェクトの推進等により、お年寄りや有意な市民活動の場が必要ではないかと考えております。

それから、環境の整った良好な住宅地の供給ということでございますけれども、基本的には将来の人口を考えなければならないということで、地域事情に応じたバランスある住宅供給の考え方が必要になってくるかと考えております。住宅地の供給については、将来の住宅供給を見据える必要があるかと考えておりますし、市街地周辺部のスプロール化の防止というようなことで考えております。

それから、建築部門でございますけれども、住宅施策の検討というようなことで、これにつきましては住宅施策を総合的に展開するというようなことでございますので、その指針となる住宅マスタープランの策定、これは鶴岡市では平成13年度に策定されておりまして、他の町村においてはまだ策定されていないという状況でありますので、新しい市になりました場合は策定のマスタープランを踏まえながら住宅施策の検討が必要になってくるかと思っております。

それから公営住宅の整備ということも課題になっております。

3番目といたしましては、公営住宅の公平な運営という考え方を持っております。昨今の市町村の公営住宅の状況を見ますと、入居選考基準など管理運営基準に各市町村で大きな違いがあるというようなことから、また近年厳しい社会情勢から低所得者、母子家庭の入居者が増加しているというのが現在の状況と考えております。

施策の方向といたしましては、基本的には建築行政を1か所にまとめまして、きめ細やかな建築行政を図る考え方を持っておりますし、公営住宅の申し込み等については各町村の協力が必要になってくるのではないかと考えております。これが基本的な考え方でありまして、住宅政策の検討ということで、住宅マスタープランについては鶴岡市住宅マスタープランの基本理念を踏まえながらそれぞれの特性ということで各町村の歴史、地理的条件、気象条件等を勘案いたしました住宅施策を速やかに検討いたしましたして、新マスタープランを策定する必要があると考えております。

次に、公営住宅の整備でございますけれども、公営住宅の建て替えにつきましては新市の実情に応じました公営住宅のストック整備ということで、現在空いている部屋の利用等様々考える必要がありますし、建て替え、改修、維持保全など総合的な活用を図るための新市公営住宅のストック総合活用計画を作成する必要があると考えております。

公営住宅の公平な運営というようなことで低所得者や母子家庭、障害者に配慮した公平性を確保した統一性のある住宅管理運営の基準づくりを速やかにすべきではないかと考えております。

次に、土木分科会でございますけれども、一番最初に道路ということで、前回もお話ししたとおり庄内南部の7市町村道の整備状況は改良率74%、舗装率88%とかなり高率にはなっておりますけれども、現在交通需要の増加、さらに車両の大型化など交通環境の変化に応じた道路整備が大きな課題となっておりますし、さらに住民のニーズとして高速化、快適性というようなことでかなり高度な要求をされているというのが現状でございます。しかしながら公共団体にとっては税金の伸び悩み等もあるということで、施設の改良は施設の老朽化、住民ニーズに十分合ったようには対応できていないのが現状ということで、今後大きな課題になるものかと考えております。

その施策の方向といたしましては、合併市町村間の連携を高める道路網の整備ということで、これは国県道だけでなく、市町村の道路の整備も今後大きな課題になってくるかと思えます。今後の交通環境の変化に対応した道路整備を進める必要があると考えておりますし、地域の特色を活かした道路整備ということで、これは地域の産業や資源など、その地域に根ざした特性を活かしながら地域住民のニーズに合った道路整備を進める必要があると考えております。それから効率的で効果的な道路整備というようなことで、これは当然の話でありまして、コスト意識を持ち、事業効果の見える安全で安心できる道路整備を図る必要があると考えております。

それから2番目の道路管理における道路維持修繕、それから除雪、道路認定などは、地域の実情や住民ニーズで対応したいと考えておりますし、庄内南部地区7市町村では独自に処理されているということでございますので、その調整を図る必要は考えておりますけれども、さらに前回も前々回もそうなんですけど、除雪については山がある、川があるというようなことで大変変化に富んだ1市6町村というようなことで、中山間部と平野部、海岸地区での除雪を心配されているというようなことで、これについては住民ニーズや除雪体制の取り組みに違いがあり、各市町村の業務内容を精査しながら住民サービス低下にならないような対応で行いたいと考えておりますし、除雪についても各市町村での実施状況を基本といたしまして、地形や地域特性に合わせたような考え方をしております。

それから次に、上下水道分科会の上水道でございますけれども、これは前回と同じく

3点課題が載っております。水道用水の確保、それから2番目の水道施設の整備、3番目の業務運営ということになっておりますけれども、最初に水道用水の確保ということで、これは県営庄内広域水道用水の供給事業の供用開始から、将来にわたり安定的な水道用水の確保ができるようになったということでございまして、温海町の上水道及び各町村の簡易水道についても安定的な供給が確保できるという状況であります。合併後も安定して水道用水が確保できることが将来的課題ということでございまして、その施策の方向といたしましては、広域水道の円滑な受水と独自水源による水道用水の確保ということで、合併後におきましても運営主体である県及び他の受水関係市町との連携を図って水道用水の確保を図りたいという大きな目標を掲げているところであります。

水道施設の整備につきましては、老朽化施設等の整備と簡易水道の統合化ということで水道施設の中長期の計画を策定いたしまして、国の補助制度の活用を図りながら年次的に計画を進めてまいりたいと考えております。簡易水道につきましては、国の補助を活用いたしまして、条件的に可能なものは統合を図っていくべきではないかと考えております。

業務運営につきましては、水道施設の維持管理と効率的な運営方策の構築でございますけれども、水道施設の維持管理につきましては各市町村で遠方監視、警報システムなどが導入されておりますけれども、合併後におきましても既存システムの活用と新システムの導入について効率化と適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。健全財政の確保を図るために、業務全般におきましても効率的な運営をすべきであると考えております。

最後になりますけれども下水道でございます。これも前回と同じく3点でございまして、公共下水道は長い時間と膨大な経費を要し、その後の維持管理においても同様にお金がかかるということが言えるかと思えます。未整備地区の住民の皆さんにお応えできるように効率的に事業を推進する必要があると考えております。それから地域間、事業間ということでここに括弧書きされているとおり公共下水道、集落排水、合併処理浄化槽などの調整を図りまして、有効な活用を図るべきではないかと考えておりますし、さらに今後少子高齢化に伴う人口減少を見据えながら維持管理に過大な負担を負わないような事業を展開しなければならないと考えております。

この中で施策の方向といたしましては、説明するまでもなく社会資本の一つといたしまして当然必要な重要な施策でございまして、従来に増して十分な情報提供と説明責任を果たすということで、これは住民の方々に対してでございまして、地域の住民のより一層の理解と協力が必要になってくる事業でございまして。

次に、県全域生活排水処理施設整備基本理念という、これは県で考えております計画でございまして、合併市町村の下水道構想エリアマップとの整合性を図る必要があり、整備方法の見直しということで、さらに事業に当たりましては評価制度の導入によりまして対費用効果の検証を行い、先ほど述べました中でも共通する点があるかと思っておりますけれども、統合するものは統合、流域の変更は変更というようなことで経費の節減を図るべきではないかと考えております。

次に、財源的なものでございますけれども、庄内南部7市町村の14年度末の起債償還残高は合わせまして688億円という多大なものでございまして、使用料収入の中で償還に回っているところはほとんどないというようなことで、今後地方財政が逼

迫する中での未整備地区の整備、それから老朽化に伴う機能強化などもあり、今後とも個人負担のあり方、それから維持管理の方法等の十分な検討が必要となってくるかと考えております。これは国庫補助金の削減、地方交付税の見直しが国で言われており、地方財政の厳しい情勢が予想されることは間違いないということでございますので、多額の公債費の償還、適切かつ効率的な維持管理を実施する上で経費負担区分を明確にいたしまして、一般会計からの繰り入れの抑制と適正かつ公平な負担を図らなければならないと考えておりますし、水洗化率の向上を推進し、下水道経営基盤の強化と健全財政の確保に努めなければならないと考えております。

最後になりますけれども、増加する汚水、汚泥の処理についても環境型社会の構築に向けまして、有効利用のシステムを考えてまいりたいと考えておりますし、下水道が有する資源やエネルギーの有効利用は、国家戦略ということで国のほうでも当然言われていることでございますので、それにのっとった考え方で進めてまいりたいと考えておりますので、今後積極的な調査研究を進めてまいりまして、有効利用を図りたいという考え方でございます。

以上でございます。

○菅原 元委員長 それでは、ただ今建設部会長のほうから建設部会の説明をいただきましたけれども、委員の皆さんからただ今説明あったことについてのご意見、あるいはご質問等をいただきたいと思います。

第三小委員会としましては、これまでいろいろと皆さんからご意見等をいただきましたし、大分議論をされたかなと思っておりますけれども、まとめて皆さんからただ今説明いただきました事柄について、何でも結構ですのでご意見等いただきたいと思います。ございませんでしょうか。

（「なし。」という声あり）

○菅原 元委員長 それじゃ、ただ今建設部会のご説明を受けましたけれども、一応質問がないようですので、これで建設部会については閉じてよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり）

○菅原 元委員長 どうもありがとうございました。

それでは、農林水産部会の説明を受ける前に、ここで10分間ぐらい休憩をしたいと思いますのでよろしくお願いします。

（休 憩 午前 9時58分）

（再 開 午前10時07分）

○菅原 元委員長 それでは再開をしたいと思います。

次に、農林水産部会の説明を受けますけれども、農林水産部会につきましては農政分科会、林業分科会、水産分科会と分けてご説明をいただきたいと思います。

初めに、農政分科会からご説明いただきたいと思います。

○鈴木喜一郎農林水産部会副部長 おはようございます。農政分科会及び農業委員会の二つをご報告、説明いたします鈴木でございます。よろしくお願いします。

最初に、説明に入る前に若干時間をいただきたいと思いますけれども、1回から4回までの中でいろんなご意見をいただきました。あるいは議論をしていただきまして、それをまとめてみますと、個人的見解はかなり入ってございますけれども、6項目あったというふうに捉えてございます。

まず第1点は、高齢化に伴う生産組織の育成をどうするのか。就業者がこのように60%強のシェアを占めてございますので、そういう点では現組織の充実、あるいは再生そういうものに向けて、これから検討、計画を組まなければならないわけでございますけれども、特にその中でも山間地域農業にかかわる内容のご意見が多く出たところでもございます。そういう点では現組織からしますと生産組合長会が一番大きい組織でございますけれども、それらにかかわる組織の内容、そして場合によっては事業分担的な内容も4回目の委員会の中で出たところでもございます。つまり業務の内容として農業の振興にかかわる部分と、それから一般的な平たく申し上げますと、農協や行政のものを配付するとか、そういうことへの伝達事項にかかわる部分との二つのことを考えるべきではないか。あるいは後継者組織ということからしますと、新規参入という四文字が出たところでもございます。なかなか新規参入というところをどう捉えるかというところは、課題は持っているところでもございますけれども、朝日村の実例も申し上げていただきながらご議論がなされたところでもございます。それから1回目、2回目の中では起業者グループという内容を捉えていただいております。この起業者グループについては、お手元の資料では産直センターにかかわる部分しか入っていないわけでございますけれども、雇用という立場の面からも起業者支援というものが重要でありますよということでご指摘いただきました。

次に二つ目でございますけれども、このとおり社会経済の環境が大きく変わろうとしている中で、新市の農業をどう位置づけるか、そういうことでの提案なりご意見をいただいたところでもございます。それらは集落単位の集落営農、あるいは農業構造変化の中での再構築、こういうところをご議論いただきましたし、キーワードになってございます環境と持続的農業の展開という点では藤島町エコタウン構想の資料の提出も求められてございます。それから、コストを低減しようという合言葉の中では利用権設定という内容が多く議論をいただいております。ただし、それは非常に難しいですよというご意見も出たところでもございますので、ここのところは農業者の立場に立って計画を組むべきではないかと、そういうふうにも思ったところでもございますけれども、いずれにせよ現在進んでおります委託、あるいは委託作業、受託こういうことがございますので、それらをもっと深く考えるべきではないかという提案もいただいたところでもございます。それから、これからは観光という面を十分前に出しながら計画を進めるべきだろうと、構想を練るべきだろうということでグリーンツーリズムのご意見もいただきました。その中では具体的に日本一の農産公園という内容の言葉もいただいているところでもございますので、それらのことを踏まえながら計画の検討が必要だろうと思います。

それから、三つ目でございますけれども、施設補助の方向性というものが議論なされ

てございます。これは難しいことでございますので、これまでの4回の委員会の中では方向性まではまだ見えてないわけでございますけれども、農業用施設としまして大きいものとライスセンター、カントリー、あるいは堆肥センター、特にこの7年間の間で産直センター、そういうものが各町村に設置されているわけでございますけれども、そこに対しての支援、あるいは補助のあり方、こういうところのご提案がなされてございます。

四つ目には、計画作成に向けて理念の問題が出てございます。この理念につきましては、大変失礼でございますけれども、まだそこまで入ってございません。この理念を追求する中では農協との計画のすり合わせということをご提案いただいているところでもございますので、このことについては農協のみならず共済組合、土地改良区等々もあるわけでございますので、それらとも十分検討しながら、あるいは一緒に話し合いをしながら、皆さんにご提示をしていかないとまけないというふうに思ったところでございます。なお、そこについては国の施策あるいは県の施策、県の施策は県の振興条例にかかわる部分になると思いますけれども、それにのっとった新市の計画をどうつくるかと、こういうことをご提案をいただいたところでございますし、また非常に重い言葉でございますけれども、新市の中では農業は基幹産業である、生命産業でございますので基幹産業であるという捉え方でいいかと思っておりますけれども、そういう意識を持ってつくるようにというご意見をいただいたところでございます。

それから、五つ目には高付加価値と経営の多角化という点でございます。この経営の多角化ということについては、自分としては複合経営ということで捉えてございます。鶴岡の実態を見てみますと、複合経営を充実すればするほど今の農業政策にはなかなか乗っていけない。つまり受託をする労働的余裕がない。こういうことが聞かれるところでございますけれども、これについても十分計画をしてほしいという要望も出されました。

それから最後に、六つ目でございますけれども、農業委員会に関する件でございます。第1回目に定数にかかわる問題も出てございますし、それから委員数が減少いたしますので、そういう中で農地の保護をどう現況を押さえて報告をしていくか、こういうことでの内容も第3回目で提案をいただいているところでございます。

そういうようなところを踏まえまして、最初に土田主査から説明されました変わったところ、あるいは重要なところをかいつまんで農政分科会並びに農業委員会分科会を資料によってご説明を申し上げたいと思います。

1ページをお開きいただきたいと思います。ここには農業従事者の減少と高齢化に対応した生産体制の整備という点でございます。ここで特に文言の追加という点では(3)の新規就農者の受入体制の整備を図るということでコメントを入れてございます。新たにコメントを入れた内容は3行目の新規就農者の育成・確保のための連絡協議会の設置を検討するとなっています。これは設置に向けてこれから計画を検討していかなければならないと申し上げておきたいと思っております。検討するということになりますとあやふやな内容になってまいりますので、まずこの場では設置を皆さん方に提示をしてまいりたいと思っております。

それから、条件不利地の支援、これも毎回出ておるところでございますし、特にこのことでは営農を支援するということで明確に出してございます。

次に、2ページでございます。ここでは今盛んに熱を込めて各農協、市町村ともに

議論なさって現在水田農業ビジョンを策定中でございます。しかしながら、なかなか水田農業ビジョンもつくろうとしますと、課題を多く持っているところでございますけれども、この中では2点申し上げたいと思います。売れる米づくりの推進という(2)のことでございます。(2)ではお米の消費者ニーズは二極化になるであろう。しかもそういう点からすれば二極化にわたった生産になるであろうという、この二極化の生産を進めということで文言を入れてございます。しかも産地指定を積極的に受ける。現在2万600円台の入札価格になっているわけでございますけれども、いずれにせよ16年産、17年産になれば元に戻れば数量が増える可能性を持っているわけでございますから、そういう点では水田から作られる米は量販あるいは卸、そういう消費地から指定を受けられるお米の作り方を考えなければならないと、そういうことでの二極化ということで捉えていただきたいと思います。

それから、次の販売の多様化というところでございます。販売の多様化は流通の多様化になるわけでございますけれども、委員の皆さん方もいろんな地元の方々からお聞きになっていると思います。インターネットの販売から始まりまして、量販との直接取引、あるいは仲卸を通しての直接取引、あるいは物産会社と組んでの取引、そして自分で触売りまではしないと思いますけれども、野菜を売りながらお米を販売する、そういうようなことなどが出てくるわけでございますから、そういう点からしますと、新市の販売戦略というものを農協と一緒に考えていかなければならないだろうということでの捉え方をこの中に示してございます。

それから(4)の水田畑地化の推進でございますけれども、現在まだ目標からしますと少ないのではないかというふうに思います。私の知るところ鶴岡と櫛引、羽黒町さんがあるかないかというそのぐらいでございますので、そういう点ではいずれまたお米を全体面積つくられるということからいたしますと、需要量は減少いたしてございますので、やっぱり切り替えて永久的に畑地化をして、そして野菜なりあるいは畜産と結びつけた牧草なり、そういうものに向かうべきだと思いますのでこのことを記載をいたしてございます。

次のページで、3番目でございますけれども、高付加価値化と経営多角化の推進ということでございます。ここはこれから計画の中で最も重要な内容になると思いますけれども、この中では下の(3)、(4)起業者支援ということの中でチャレンジする生産集団を農業関係団体、あるいは流通関係団体と一緒に支援をしていくような形を計画すべきだろうということで強力に育成をしていきたい。それから特産品開発でございますが、このことについては試験研究機関や企業と連携を持ちながら加工商品の開発の促進をすると、そういう内容で記載をいたしました。

次に4番目の環境との調和と消費者理解の促進という内容でございます。この件については、毎回ご意見をいただいているところでもございますけれども、エコファーマーということでこれまでご説明をまいりました。その中で申し上げました施策の方向では、(1)の環境に配慮した農業の推進という点では、環境保全型農業の推進ということでこれまでご説明した内容を計画してまいりたいと思いますし、農業廃棄物の適正処理と環境負荷の軽減、最も多く今問われていることはプラスチックの処理のことでございますので、それらのことも含めましてここに記載をいたしました。

(2)の安全安心農産物の生産流通対策の推進ということでは、トレーサビリティのことを追加してここに記載をいたしてございます。それからこれらの(1)から

(2)までなし得た中で消費者、市民の農業理解の促進という内容がございます。そのことについては、グリーンツーリズムの中で農村の自然的条件あるいは文化の活用、こういうものしながら計画を進めていったらどうであろうかという内容でございます。このことは第4回目の中でいろいろと皆さん方からご意見をいただいたところでもございます。

次に、5番目の農業生産基盤の効率的な整備と施設の適正な管理という点でございます。このことについては、(2)の土地改良施設の持つ多面的機能発揮に向けた維持管理への支援ということで環境問題、あるいは防災、国土保全問題も含めてこの4行をもって提案をしていく。ただし、住民参加型の維持管理体制をつくりながら推進するという内容でございます。

それから、次の6番目の農地の防災、あるいは保全対策の強化という点でございます。これは、大きく変わってございません。

次に、7番目の農村及び中山間地域の生活環境基盤整備と活性化方策、この内容でございますが、特に活性化方策という点を捉えなければならないだろうという意見集約の中で(3)、(4)の題目は同じでございますけれども、その中にコメントを入れてございますので、ご検討いただきたいと思います。この中でも農村と都市の交流事業ということもここに記載をいたしてございます。

最後になりますけれども、ナンバー8でございますが、優良農地の確保と効率的利用の推進ということで、二つを施策の方向に出してございます。現在のところ各市町村の中で温度差があるやにも見られるわけでございますけれども、農振法、農地法などからいたしまして、ここのところでは農業委員と一体となって適正な管理指導体制を構築するということでまとめてございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○菅原 元委員長 続きまして、林業分科会の分科会長からご説明をお願いしたいと思います。

○安達文一林業分科会長 林業分科会長を仰せつかっております朝日村の安達と申します。それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

今ここの資料の中に7項目ほど課題を整理させていただいておるところでございますけれども、内容等につきましてはおおむね前回までと同じ状況になっております。しかしながら、4回目の小委員会の中で意見がありましたことについて若干つけ加えておりますので、その部分も説明をさせていただきたいと思っております。この林業分科会につきましては、それぞれの項目ごとに整理させていただいたところがございますけれども、大きく七つほどございます。一つ目は森林整備と木材利用の促進という問題であります。それから、二つ目は担い手の育成、森林組合の役割、育成ということでございます。それから、三つ目としまして生産基盤の整備と維持管理という問題でございます。それから、四つ目は特産林産物の活用と拡大、それから五つ目は森林の保護という部分でございます。それから新たに森林環境の保全ということをつけ加えさせていただいております。それから、七つ目としましては森林を活用した地域の活性化ということで、それぞれここに記載をさせていただいたところであります。

それで、最初に森林資源の利用促進と森林の整備ということの状況であります、内容等につきましては前回とほとんど変わっておりませんが、まず一つ目は輸入材の影響で木材価格が非常に低迷をしているというような状況の中で生産意欲の低下、森林の荒廃が懸念されるという一つの課題をここに掲げてございます。

それで、これを受けまして地域木材の利用拡大の推進をどのように図っていくかということがこれからの大きな問題ではなかろうかということでございまして、ここに四つほど项目的に挙げてあります。一つ目は地域木材の利用拡大のための技術開発の研究ということでございまして、それぞれの地域材の促進を図るためには製品の品質管理や加工技術、流通方法等の研究を行いながら企業競争力の確保が不可欠であるというふうなことでここに記載をしているところでございます。

それから、二つ目の住宅建築への地域木材利用の推進ということでございまして、本来の在来工法的なものが非常に最近では少なくなっているような状況も含めて、在来工法的なものを見直しとか、あるいはまた地域職人の技術水準の確保を図りながら、地域木材の活用を図ってまいりたいという考えでもってここに記載しているところでございます。

それから、公共施設への地域の木材の活用、公共事業への木材の積極的な活用を図っていくという考えであります。

それから、四つ目のネットワークづくりということで、鶴岡、田川併せて温海町でもそれぞれねらいは同じだと思いますので、ネットワーク事業が推進をされているところでございますので、その事業を積極的に活用して、地域住宅産業の活性化を推進してまいりたいということでございます。主なねらいとしましては、地産地消という部分が大きな位置づけになっているところでございまして、それから大工、工務店、木材の供給者それぞれの連携を十分図りながら、これらについて進めていきたいという考えでここに記載をしているところでございます。

それから、次のページの林業担い手の育成ということでございます。林業の担い手の部分につきましては、林家は非常に木材価格の低迷で生産意欲が低下しているということで先ほども申し上げたとおりでございまして、なかなか林業後継者が育っていないという状況の中で、今後どのように育てていくべきなのかということが大きな課題になっているところでございます。それで14年度からは5か年の中での森林整備地域活動支援交付金という国の事業が実施されておりますので、その部分も活用しながらできるだけ担い手の部分についても進めてまいりたいと考えているところです。

それから、この部分をどのようにするかということでの施策の考え方でございますけれども、林業後継者及び林業経営体の育成ということで積極的に意欲を持つ林業家や林業体に対しての林業の事業集積をできるだけ図りながら、起業家の育成なども図っていく必要があるのではないかなということでもあります。

それから、二つ目の組織の部分では森林組合の位置づけが非常に大きな役割を担っているということでございまして、現在では担い手の補完的な役割をしながら森林整備を中心的に行っているというような状況でございますので、そういう意味ではこれから自立できる組織としての組織強化を図っていく必要があるのではないかなということでもあります。それと併せまして不在林家といいますか、そういう部分での荒廃が進んできているということも含めまして、受託等も視野に入れながら森林整備の役割を発揮していただくことがこれからの期待される部分ではないかなと考えております。

それから、最近とみに里山に対する考え方というか、そういうものが出てきておりまして、ボランティアの活動とか都市住民へのフィールドの提供、こういうものを積極的に取り入れていく必要があるのではないかとということで、ここに記載をさせていただいたということです。

それから、次のページの生産基盤の整備ということでありまして、特に林道そのものがやはり森林を守る一つの重要な役割を果たしているというようなことから、これからも林道整備については積極的に推進を図っていく必要があるのではないかと考えております。特に林道の整備と併せまして、既存林道の維持管理等もこれから重要な役割を担ってくるのではないかとという考え方でありまして、それから、生産性の向上とコスト削減を図るための機械化をこれからは導入しなければなかなか難しいものになるだろうという観点からすれば、林道整備も重要な役割であるということをご記載させていただいたところであります。

それから、四つ目の特産林産物の活用ですけれども、特産林産物についても農産物と同じようにやはり森林を抱える地域におきましては重要な収入源であるということでありまして、ここに方向として記載されておりますキノコ類、それから山菜等々につきましても、これからやはり積極的に拡大をしながら進めていく必要があると考えております。それから、併せて加工品の開発、研究そういうものも十分進めながら産業の育成ということをこれから進めてまいりたいということでありまして。

それから、次のページになりますけれども、森林の保護ということになります。これは前回と同じような考え方でございますが、松くい虫、ナラ枯れ等についての防除技術の高度化ということで、なかなかこの部分についても難しいものがございまして、積極的に国、県にも調査研究を要請するとともに、防除体制の充実を強く求めていきたいということでありまして、それと併せまして、野生鳥獣との共存にも十分配慮しながら、被害防止対策も積極的に進めていく必要があるということで考えています。

それから、六つ目の多様な森林環境の保全ということで、この部分につきましては前回の委員会の中でご指摘を受けた部分でございますが、森林の持つ国土の保全、水資源かん養という大きな役割の中で森林というものを十分これからも認識をしながら環境の保全を進めていく必要があるのではないかなということでございます。その中で森林ボランティアの活動とか、緑の少年団の活動、それぞれの中で現在も実施している部分もございまして、それらも積極的にこれからも進めていく必要があるのではないかとということでの考え方でございます。

それから、最後になりますけれども山村地域の活性化ということで、やはり豊かな自然環境や伝統的な文化などこの地域にしかない、都市にはない魅力や地域資源をいかに活用していくかということでございます。ここに四つほど記載されておりますけれども、やはり農業関係と同じようにグリーンツーリズムというような大きな位置づけの中で地域資源の活用、特産品の活用、あるいはまた都市交流事業の推進、こういうものを十分既存施設を活用した中で進めていく必要があるのではないかとということで、林業分科会のこれからの方向としてここに記載をさせていただいたところでありますので、ご意見等よろしくお願ひしたいと思います。

○菅原 元委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、水産分科会長からご説明をいただきたいと思います。

○五十嵐正治水産分科会長 水産分科会の温海町の五十嵐でございます。よろしくお願いいたします。

水産分科会につきましては、課題等につきまして前回までの小委員会等においてご説明を申し上げてまいりました。それを基礎にしながら、施策の方向等について記載してまいったところでありますが、先の小委員会において環境保全ということでのご指摘をいただきましたことについて、今回課題に追加させていただいて施策の方向を積み上げてきたということでご説明させていただきます。

最初に、1番目の沿岸漁業につきましては、課題に記載してあります漁獲量の減少や担い手の減少、そして高齢化の進行というような状況と、また魚価の低迷ということで、沿岸漁業につきましては厳しい状況に直面しているという中でのこれからの漁業経営の安定を図る施策の展開になるわけですが、最初に(1)の水産資源の適正な保存管理につきましては、これまでも計画的な漁業を行うということで、水産資源の安定確保と持続的な利用を図るということで休漁等の自主規制も行っているわけですが、資源回復をすべき魚種を対象にこれを引き続き行っていきたいという考え方を記載してあります。

(2)につきましては、栽培漁業の推進であります。現在も放流魚種のほかに各種の養殖試験を行っているところであります。そして地域の特産となる魚介類の栽培にこれから取り組んでいく必要があるということで、天然イワガキや養殖イワガキ等の事業化、あるいはブランド化に取り組んでまいりたい。また、につきましては磯見漁につきましては書いてあるのですが、稚貝の放流等により成果は安定しているところであるのですが、磯焼け等の海洋環境の悪化というものにつきまして藻場の再生を進めていく必要がある。また、これらも含めて では、貝類を中心とした養殖技術の検討をさらに進めていく必要があるということで記載してあるとおりです。

(3)の漁業及び担い手に関する現状でございますが、先ほど申しましたけども、今後も漁業就業者の減少と漁業者の高齢化が進むということが予想されている中で、漁業の健全な発展と活性化を図るということでは漁業の担い手の確保が重要なことですが、これにつきましては で担い手育成計画というものに基づいて漁業共同改善計画を策定しておる二つの団体が中核的漁業者協業体に認定されているという状況になっております。この二つの団体については、 の鶴岡地区漁友会ダイビング部会、これは夏の間漁業とそして観光農業との連携を図りながらの取り組みであります。そういったものと底曳網漁業経営改善研究会が現在認定されておりますが、これらを基本としながらほかの地域につきましても育成に努め、担い手の取り組みを図ってまいりたい。併せて、 では庄内浜のブランドの確立ということで記載しております。これは有益な設備投資ということで、冷水庫あるいは底曳網の漁船に付ける冷水機などの取り組みを通して、流通経路の開拓により高品質鮮魚の提供という取り組みで当たってまいりたいということで触れているところです。

(4)の水産基盤の整備であります。これは昭和30から40年代に今の漁港の改修を行ってきたということで、大分老朽化してきたというような現状になっております。漁船の入出港の安全航行や陸揚げの際に安全かつ円滑に利用するために港の静穏度を上げる必要があるということで、この施設の整備、改修が必要と考えられてお

ります。しかし、漁船の大きさや種類によってはすべての漁港を改修することの対費用効果の研究、検討や各々の漁港の漁業者、漁船の将来的予測を踏まえ、優先度を定めることが重要になってこようかなと、これからの方向を捉えているところです。

につきましては魚礁の設置ですが、これまでも相当数魚礁を設置してまいりました。これからも魚礁の設置場所、効果については県試験場の指導を受けながら研究をし、さらに育てる漁業を推進するため重要な施策であるということで魚礁の設置を捉えているところです。

次のページの大きい2番で、漁村地域の活性化ということが出ております。これまでは海岸の景観や海水浴場等の観光資源ということで主に取り組んできたわけですが、これからは入込客の増加は見込めないということで地場水産物の売り上げにもかなり影響を来しているということから、鮮魚だけでなく販売所が常時開けるような特産加工品の開発が必要だろうということで取り組みを進めてまいりたい。また、地産地消を促進するための施策についても検討してまいりたいということに触れております。それで育成については、漁協女性部等漁村女性企業化グループの育成、あるいは観光客への直接販売、加工品について民間業者での産品開発に対するサポートをしてまいりたい。

それから(2)については体験型観光漁業とその定着でございます。課題としては7月、8月は底曳網漁の休漁期であるということで、その収入がゼロというような時期に海洋レジャーを楽しむことが最適な時期でありますけれども、この時期に漁業の担い手の育成のためにも安定した収入が得られる取り組みということで、方向性につきましては漁業のほかに余暇時間を利用した遊漁、海洋レジャーを中心とした体験型観光漁業の定着を図り、交流人口の拡大と地域の活性化を推進していくということで、先ほど認定された団体等かなり研究それから取り組み、資格取得等も含めた展開等も行っておりますし、それらを中心としながら遊漁エリア、あるいはダイビングポイントの確定をして定着を図ってまいりたい。また、では人工磯等を活用し、貝、海藻類を採取できる体験施設の整備についても方向を考えてまいりたいということで記載しております。

次のページの3番目の内水面漁業につきましては、既存魚種の維持、保全とアユ等の増殖に努めるとともに、外来魚対策を講じてまいりたい。内水面漁業を活用した交流事業の実施ということで、赤川を初めアユの釣り場として知られているこの地域の河川をさらに情報提供を含めて積極的な活用方法を検討し、交流人口の拡大を図ってまいりたい。例えば櫛引町がアユを活用して実施しているグリーンツーリズムの拡大等も含めて、アユ資源を周辺市町村が利用、活用する施策の展開を検討してまいりたいと考えています。

それから、4番目として環境保全について追加させていただきました。沿岸域及び河川水域の自然環境及び生育環境の保全ということで、水産動植物の生育場所である海、河川等に生活雑排水が流入し、水産動植物の繁殖に悪影響を及ぼしています。また、ごみ等の不法投棄により良好な自然環境と人と自然のふれあいの場として不適切な場面が見受けられるということを受けまして、水産動植物の繁殖にとって重要な藻場等の生育環境の保全を図るために工場、生活排水、廃棄物の排出に対し総合的な保全施策を展開するということで、これについては総合的な施策の呼びかけも含めての記載をしているところです。さらに、森、川、海を通じた川上から川下に至る幅広い

環境保全に対する取り組みを推進するとし、魚の森づくり等の事業の推進ということで記載してあります。これについて繰り返しますが、川上と川下の美化への推進というものについて取り組みを触れさせていただいたところです。それから、海岸、河川の環境美化活動や啓蒙活動を推進するということで、これまで以上にボランティア活動団体による環境美化活動の推進を図ってまいりたいということで方向をまとめたということでございます。

以上であります。

○菅原 元委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今農政分科会、農業委員会分科会、そして林業、水産分科会の説明をいただきましたが、これまで説明のあったもの、新たに追加をされたもの等あります。それでは委員の皆さんからただ今の説明についてご意見等いただきたいと思います。

○大瀧常雄委員 農林水産の８ページですけれども、農地状況等地域農業の精通者による農業委員への協力組織をつくり、農業委員と一体となった適正な管理指導体制を構築するとありますけれども、この農業に精通した人となるとやっぱり農業委員の数でその辺の数も自然と変わってくると思いますので、大変いいことだと思いますが、その中で農業委員の定数というのはどこで、どういう形で決めるのか、その辺わかれればお願いをしたいと思います、議員の場合は小委員会ありますけれども。

○土田宏一事務局調査計画主査 ただ今の農業委員の定数の関係でございまして、現在予定しております協定項目の中で、農業委員の定数及び任期の取扱いについてという項目についても重要な項目という認識をいたしております。現在の段階で農業委員の定数及び任期の取扱いについて、具体的にこういった手順、こういった内容でということについては決定をいたしておりません。農業委員の関係と議会議員の定数及び任期の取扱いが非常に重要な関連があるということから、現在のところ議会議員定数等検討小委員会の検討の経過を見据えつつ、今後協議会の幹事会、または助役会議、市町村長会議で取扱いの方針をお決めいただいて内容を詰めていくということになるかと思います。また、この第三小委員会におきましても所管の項目ということで、その調整内容案につきましてはこの小委員会の中でもご協議をしていただくということになるかと思います。最終的には、法定協議会の中で決定という形に進むというふうに現在のところ考えております。以上でございます。

○菅原 元委員長 農業委員会分科会の小林さん、何か補足することはありませんか。

○小林順五農業委員会分科会長 鶴岡市農業委員会の小林でございます。農業委員会分科会長をさせていただいております。農業委員の数のことで今ご質問が出たわけでございますが、今合併協議会事務局から説明ありましたようにどこで決めるかと申しますと、私ども今決めるという形ではないわけでございまして、しかしながら議会のほうが大体決まってくると、農業委員のほうがどうなるのかということで打診があるのではないかとということも考えまして、現在自主的に検討いたしているところでございます。それで検討としましては各農業委員会の会長さん、それから会長職務代理さ

ん、そして事務局長の三者の会議でございますけれども、ここで検討させていただいております。数につきましては、一気に減るとなりますと大変だということで、三つの農業委員会が必要じゃないかというところもあるようですし、現在各市町村で検討されている状況でございますが、最終的には原則によりますと選挙で選ばれる委員につきましては40名以内となつてございますので、その辺各市町村の状況も考えながら、農業委員会独自で検討をしていかなければならないと考えております。今のところは、そのようなことでございます。

○呼野祝二委員 今、農業委員の数は減少という方向で検討中だというようなお話ですが、それを補完するという意味合いでしょうか、協力組織のあり方というのは今度非常に重要になってくるのでしょうか、農地のあっせんあるいは流動化、いろんな面で今業務が複雑になっているというか、多岐にわたってきているというか、その辺で農家の方々との調整機能がより一層重要性を持たせられてくるのではないかなと思います。現況の数でもそれなりに大変な苦勞をしているようなところが伺えますので、その調整機関たる補完機関はどういうふうな数と機能を持たせるのか、あるいは決裁権を持たせるのか、その辺まで突っ込んだ検討はともかくとして、その辺十分考慮した機関にしていいただければと希望を申し上げます。

○小林順五農業委員会分科会長 農業委員会の小林でございますけれども、今協力員のお話が出たわけでございますが、これにつきましてこの前の会長さん、会長職務代理さんそして事務局長の三者の会議の中でも議論させていただきました。それで協力員について、どういう仕事をしていただくのかというようなこと、どのくらいの日数が必要なのかとか、権限をどうするかと、権限は農業委員でもございませぬし、そういう権限はできないのではないかとということでございますけれども、その辺議論に入っているところでございまして、この次までそれぞれ再度検討してくるということでまとめているところでございます。農業委員が今選挙で選ばれた委員が101名おりますけれども、これが原則になりますと40名以内ということで2.5分の1ということで、大幅に減るということになりますので、この辺どういうふうにするか内々に農業委員会としまして検討させていただきたいと考えています。それから農業委員協力員ということと、それから農業委員会協力員ということもございまして、それから相談員的な認識の中でも、この辺も含めていろいろ検討しなければならないと考えております。

○菅原 元委員長 今農業委員の役割というのは、先ほど申されましたように農地の流動化など農家の中に入って相談をする部分が非常にあるわけですし、大変重要な任務だと思います。そういうことでは、やはりこれから様々農業委員会の人とも相互に相談をしながら数は決めていかなければならないというふうに思います。

○富樫栄一委員 議員には特例がありますけれども、農業委員会の定数には特例はないのですか。

○小林順五農業委員会分科会長 原則では40名以内となつてございますが、特例措置

としまして1年以内に限って80名以内の委員が在任することができるということになっていますが、1年以内でございますので、それを過ぎますと原則の40名以内になるということであります。

○渡部長和委員 今ありました協力員の話ですけれども、やはり位置づけというのが一番重要だと思うし、今の現状ではかなり難しい人数でやっている中で、これからどうしていくかということは大変重要な問題で、農業委員会の中でもいろいろ議論がされているわけですが、やはり協力員を頼むにしても、ある程度責任を持って保障してもらわないとなかなかやる人がいないと思うので、その辺確立したものをつくってもらえばある程度の可能性はありますけれども、今の時点で生産組合長にお願いするとか、そういう段階になると、なかなか農家をやっていない人が組合長をやっているものだからその辺の対応の仕方が難しいなということで、いろいろ議論されています。

それで、一番はこれは基本4項目にもかかわることなんですけれども、事務手続きとか、農家自身が相談に行くときに、やはり鶴岡一極ではかなり問題があるのじゃないかということで、今の市町村に窓口とか事務的なものを設置していただければ、農家としても安心して行けるんじゃないかということが話し合われています。

○菅原 元委員長 今の協力員の役割が、例えば生産組合にその任を任せるとするのはなかなか今の状況では無理だと思いますし、協力員のあり方等はやっぱり非常に難しい部分もあるのかなというふうに思いますが、その点いかがですか。

○小林順五農業委員会分科会長 協力員の仕事の中身ということになりますが、基本的にはこの前もいろいろ相談させていただいているところでございますが、情報の提供でありますとか、農地を管理する上で農業委員さんがいるとなりますと、この場所がどうなっているということで案内も含めて行なうとかいろいろ話題はなっております。ただ文書配達ということではないということでございます。それからそのように委員さんが減ることになりますと、今お話ございましたように農業委員会としまして、それぞれの今の市町村に窓口業務はしっかり置かなければならないのではないかなというような話も出てございますので、その辺も踏まえて合併協議会にお諮りをさせていただきたいと思っております。

○呼野祝二委員 デメリット要件にならないようにお願いしたいと思います。

○富樫達喜委員 農道管理体制の構築のところ、各市町村全部合わせて管理農道は大体どれくらいあるんですか。いわゆる土地改良区に業務委託している部分になるわけですが、全体から見るとどのくらいか。

○菅原 元委員長 今わかりますか、管理農道どのくらいの距離か。

○鈴木喜一郎農林水産部会副部長 朝日村で第1回目の専門小委員会を行なったときの資料によりますと、管理農道につきましては817キロになってございます。その

うちの舗装済みが約 73 キロでございます。以上でございます。

○菅原 元委員長 1 割に満たない農道が舗装されているわけですが、それ以外は未舗装ということになりますね。

○富樫達喜委員 実は土地改良管理施設の中で用排水路に係る部分については、農家 1 戸当たり 4,600 円ぐらいの維持管理費ということで、地方交付税の中に含まれて来ているんです。この農道管理については、農道台帳管理事業という一つの事業をクリアし認定されたものについては管理費として市町村に交付税措置がされて来るんですけども、そのほかについては、実はすべて土地改良区あるいは農家が維持管理をしていかないとだめなんです。そこで、これは大変将来重要な問題になるんです。うちのほうでもできるだけ対象になる農道については、そういう事業に組み入れて交付税措置なるようにしているんですけども、全部が全部そういった方向にも行っていないようであるし、将来これは交付税ということで全部一体となってくると、市町村の財政が逼迫なるにしたがって、そっちのほうにもやっぱりすべてしわ寄せが来ているという状況で、それが農家にすべてしわ寄せが行くのだと。しかし農道そのものについては、今や地域の中ではまさに必要な道路になってきているということを含めると、その辺は慎重に将来の管理体制というものを考えていただきたいと思います。

○菅原 元委員長 そのことについての答弁をお願いします。

○鈴木喜一郎農林水産部会副会長 答弁ということよりも、分科会の中で建設計画なり、あるいは調整作業のところではそのことは強く出ていない部分でございますので十分検討しながら、この委員会にも報告、あるいは提案をさせていただきたいと思えます。

○山口 猛委員 農林水産省のほうでも国の政策持っているわけですが、今土地改良区の関係、農業委員の関係いろいろ出ましたが、この地域は農村が多いわけですので、特に農業、農村の整備、これがやっぱり将来とも不可欠だと思いますので、私は米政策のこれからの推進、いろいろ担い手への農地の集積なども含め、集落営農はこれから今まで以上に大切になってくると思います。それからこの地域固有の農業、農村をつくり上げていくということが私は重要ではないかというふうに思います。それでまず農地と水利の施設、環境、地域資源、これがあるわけですが、農家と先ほど出ました生産組合組織、部落組織と申しますか、生産組織、それから土地改良区、農協、農業委員会、地域住民の N P O と言われますがこの方々、それから市町村、この五つの組織と申しますか、団体が一体となってこれからの新しいまちづくりに、農村づくりに常に連携を取ってやっていると、私はうまくないのではないかと思います。その辺の将来に向けた考え方については、今どのような考えを持っておられますか。というのは富塚会長もサテライト方式と、こういうようなことをおっしゃっておられますので、それではサテライト方式とはどういうものなのか、具体的に、例えば藤島町には農業を中心とした施設も含めたものを置くとか、羽黒には観光を中心としたい

ろんな施設とか、温海町さんは水産の関係とか、朝日村さんは山菜などの関係とか、三川町さんは庄内の中心ですので、三川町さんの農業振興と申しますか、そういったようなことをやっぱり地域住民に提示していただかないと、何か先が見えない、活字だけを並べたようで、これは決して部会の施策の方向は私は大変結構だと思いますので、それより一歩進んだ将来のまちづくりについてもう少し具体的に出していただければなというふうに考えております。

○鈴木喜一郎農林水産部会副部長 ただ今盛んと検討されております水田農業ビジョン、あるいは水田営農から変化を求めなければならない米以外の作物の生産、こういうようなことで行政なり、農協なり、あるいは生産組合なり今その話題になっているわけございまして、かつ担い手農家をどう育成するかというところも最大のポイントとして検討がされているところでございます。そういう中にあって、ただ今山口委員さんから提案されました生産組合を初めとする5団体との連携の中での農業、農村づくりというところまでは、まだ明確な内容を私ども議論いたしてございません。現在の段階では皆さん方にご提示いたしました内容のもので、これを切り口としてこれから枝葉をつけていかなければならないというふうに思っているところでございますので、もう少し勉強させていただきたいと思います。いずれにせよこれまでの経過の中で国の施策、県の農業振興条例、ここのところを見据えて新市の計画を検討しようと、こういうふうになってございますから、山口委員さんの申し上げられたことは常にリンクしてまいりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。そういう中にあって住民によりわかりやすいためにサテライト方式を地域別に分担をしてご提言いただいたところでございますけれども、このことについても実際には建設計画の中で議論がなされてくるところでもございますので、まだサテライト方式をどのように分担していくかということについては私どもも入ってございません。ただ、各支所になりますか、どういうふうになるかわかりませんが、その連携のところは非常に重要でございますから、私どもも勉強させていただきたいと思います。以上でございます。

○山口 猛委員 ありがとうございます。特に中山間地をこの区域は抱えているわけですので、先ほどもどなたかからお話ありましたが、山間にあってはやっぱり耕作放棄の農地があるわけです。それから、やはり今いろんな都市との交流も重要なわけです。先ほど説明あったとおりですが、まず私どももこういうふうに委員になっているわけですが、一般の住民の合併に関するお話を私のほうから問いかけますと、議員が何人になるとかどうだとかそういうことだけで、具体的に例えば農業を営んでいる青年たちにも話をしますが、将来どういうふうになるんだと、これを一番心配しているようです。そういうことを例えば羽黒町であれば、羽黒町で各集落単位まで落としてこういう農業部門について若い人集まってくださいという座談会と申しますか、意見を聞く会なんか私にはやっぱり合併直前、合併後でもいいわけですが、話し合いを進めていくと、こういう市をつくるという目標があって、それでは農家自体が、若い人がどういうふうな農業ビジョンを掲げて自分の経営をやっていったほうがいいのかということをやったりみんなが考えないと、あとは自分たちの市を新しくつくと、まるっきり新しくつくるという考え方で地域住民からもいてもらわないと、旧の市町村で

果たしていいのかどうかということも含めて考えておりますのでよろしくお願いします。

○富樫達喜委員 今、食に対する安全というのは、物すごく我々生産者の想像を絶するぐらい消費者というのは関心を持っている問題なんですけれども、トレーサビリティなんていうのは本当にごく当たり前のことになってきているんです。そういった中でこの趣旨の中でもこだわりのある農産物、こだわりのある米ということで、これは大変結構なことだと思います。ただ、今もう一步踏み込んで、例えば有機認証制度なんていうものを合併後に速やかに検討するというぐらいの文言を入れることはできないものなのかどうか、その辺はどう考えていますか。

○鈴木喜一郎農林水産部会副部長 山口委員さんから申されました中山間地後継者への説明に関する件でございますけども、このことについては合併協議会事務局の指示に沿いながら考えていかなければならないことだと思いますし、それよりも前に農協との連携を強くしなさいということで、3回目で提案されたことでもございますので、その件では10月29日に各町村とのお話し合いもいたしているところでございまして、まだ本格的な農協との対応につきましては行なってございませんが、そのことについてはやるということを申し上げてまいりましたので、ぜひやらなければならないことでもございますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

それから、安全、安心にかかわる内容と有機認証制度ということについて、ここの文言に織り込むことができるのかということでございます。自分も安全、安心、新鮮こういうことを簡単に言いますが、安心というところは非常に難しい内容があると思います。例えばでございますが、安全というのは化学分析をすれば、あるいはDNAなど調査をすれば、出てまいります。是か非というものは求められます。安心という部分については心の部分です。庄内から出たお米は安心だというふうに見るのは、消費者が心の部分でどうそれを捉えるかというところでございますから、ここには交流という内容のものをセットにして考えなければならないと思いますがいかがなものでしょうか。私はそう思っております。ですからこの安心を求めようとすると、相当のお金を使って交流会をしていかなければならない、そういうものが実態にあるかとも思います。そういうものを踏まえて、これは食の安全、安心というものは、ただ今富樫委員さんから申されましたように生産者の最低の仕事としてトレーサビリティをやっていこう。自分たちのつくったトレーサビリティ、産地履歴と同時に、流通履歴についても今は求められているところでもございますから、そういうところまで視野を広めて検討していかなければならないかと思えます。そういう中で有機認証制度をここに盛り込むかどうか、こういう意見でございます。現在では、ご案内のように藤島町さんが独自で有機認証制度を行っていこう、こういうことで構想を大きくしておられるところでもございますし、一方では県でもそれらのことを進めているところでもございますので、もちろんそこところは皆さん方のご議論の中で、分科会でも十分検討していかなければならないかと思えます。現在の皆さん方のお手元の資料の中では制度という内容だけでまとめられているところでもございますので、この中ではもう一度実際つくる場合には検討させていただきたいと思えます。これは新市の中でエコタウン構想という非常に広い構想を、今つくられているところもござい

ますし、あるいは一方ではエコファーマーという一つの部会を中心としてやっていこうと、あるいは県の認証制度を使いながらやっていこうと、こういうものが入り乱れているところでもございますから、当然分科会でもこのことについては継続審議をしながら、5年以内にセットをしていくか、調整をかけていくか、あるいは合併前に調整をかけていくか、そういうところの分かれ道にあるかと思いますので、時間をいただきたいと思います。

○**富樫達喜委員** わかりました。

○**菅原 元委員長** ほかにございませんでしょうか。

農林水産関係では多くのご意見等出しましたけども、前半の建設部会に関係することなどもあればご意見等出してもらいたいと思います。

○**富樫栄一委員** 都市計画のところで、たまたま指定されている町があるわけですけども、温海町でも一部しか都市計画区域はありません。その場合都市計画税というのは合併した場合の税額というのはどんなような推移になっていくのか、その辺聞かせてください。

○**長谷川政敏都市計画・都市整備・建築分科会長** 都市計画・都市整備・建築分科会の分科会長の長谷川でございます。

今ご質問の中身は都市計画税の関係でございますけれども、都市計画税と申しましても市税の一つでございますので、当然この担当は課税部門になります。ただし、都市計画税という税は、都市計画事業を行うための財源に充てるという目的税でございます。したがって、都市計画税の地方税法上は都市計画区域の中で必要な地域に課税をするというふうになっているはずでございます。都市計画税の使途の対象となりますのは、都市計画事業、具体的には都市計画街路事業、それから公共下水道事業、それから県が行う都市計画道路等もございますので、その県事業に伴います市町村の負担金等も使途の対象に当たります。ですから、その事業の受益地が一つは税の対象になるというのが原則でございますけれども、その課税区域を検討するにはいわゆる計画部門でございます建設部門と、実際課税を担当する課税部門と協力しながら課税区域を検討していくことになります。現状の各市町村の課税状況につきましては、今詳しい資料を持っておりませんが、都市計画区域がありながらも都市計画税を課税していない町村もあるはずでございますし、また税率もそれぞれ違っているはずですが、その辺は今後建設部門も調整をしていく必要があると思います。今後の協議にかかってくる課題と思いますので、よろしくお願いいたします。

○**富樫栄一委員** 合併した場合の都市計画税というのは、鶴岡も温海も同じような税額になるのか、それとも地域によってやっぱり差が出てくるのか、この辺はどうなるんですか。

○**長谷川政敏都市計画・都市整備・建築分科会長** ただ今の問題と同様になりますけれ

ども、合併までにきちっと整理をしなければならない項目になるかどうか、それとも合併後も暫定的に複数の課税状況が存在してもいいのだろうかという課題があるかと思います。その辺はちょっと税法上のことで答弁は控えさせていただきますけれども、一つの市に複数の都市計画区域が存在することがいいのかどうかということにつきましては、私のほうの担当でございますので答弁をいたしますけれども、現在の都市計画区域につきましては先ほど部会長が申したとおり、朝日村さんと羽黒町さんにつきましては都市計画法の適用がされてございません。ですから、都市計画法が適用されていない団体になります。それで、今回新市になった場合には、その中には現行であれば鶴岡都市計画区域のほか藤島都市計画、三川都市計画といったように複数の都市計画区域が存在することになりますけれども、都市計画法上は一つの市に複数の都市計画区域があっても、これは特に違法ではございません。ただし、一つの市に複数の都市計画区域があってそれぞれ計画を立てて、いろんな土地利用でございますとか、都市施設の整備を計画していくといったようなことが、これは果たしていいのかどうかということになりますと、やはり新市になりました場合に基本的には一つの都市計画区域の中で土地利用や都市施設の整備を計画するというのが基本ではないのかというふうに思っております。しかしながら、その問題を合併前にきちっと調整を図られるかとなると非常に膨大な作業もありますので、都市計画分科会といたしましては、この都市計画区域のあり方につきましては合併後に整理をする課題として考えているところでございます。以上でございます。

○菅原 元委員長 いいですか。

○富樫栄一委員 はい。

○菅原 元委員長 ほかにございませんでしょうか。

特になければ、３の（１）の分野ごとの課題及び施策の方向についての協議を終了してもよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり）

○菅原 元委員長 どうもありがとうございました。

（２）その他

○菅原 元委員長 それでは、その他ということで何かございませんでしょうか。

○土田宏一事務局調査計画主査 お手元のほうに前回の議事録を配付させていただいております。お気づきの点等ございましたら、後ほどで結構でございますので事務局までお申し出くださるようお願いいたします。

以上でございます。

４ 閉 会（午前１１時２５分）

○菅原 元委員長 それでは、皆さんからご協力いただきまして、予定の１１時半の５

分前でございますけども、以上でこの会議を閉じたいと思います。いろいろとどうもありがとうございました。